

さいたま市プレミアム付商品券事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市プレミアム付商品券事業実施要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(扶養外住民税非課税者)

第3条 要綱第2条第2号に規定する扶養外住民税非課税者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 平成31年1月1日（以下「基準日A」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日A以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）
 - (2) 平成31年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の全額を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税の全額を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税の全額を免除された者を除く。）と生計を一にする親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日Aにおいて、次のいずれかに該当する者は、購入対象者に該当しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日Aに保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この項において「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日Aに支援給付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この項において同じ。）の受給者に限り、基準日Aに援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この項において「援護」という。）を受けている者（基準日Aに援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から令和元年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に該当するものは、購入対象者に該当しないものとする。
- (1) 基準日Aから交付決定日までに死亡した者
 - (2) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 4 基準日Aにおいて、次の各号のいずれかに該当する児童等（児童（基準日Aにおいて満18歳に満たない者（平成13年1月3日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日Aにおいて原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を超えて在学している場合を含む。））をいう。以下同

じ。)については、第1項第1号の要件の適用に当たっては、当該児童等を次の各号に掲げる措置等を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし（当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。）、同項第2号の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日Aにおいて、次の第3号、第4号又は第6号に該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

- (1) 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されているものに限る。）
- (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か

月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
 - (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
 - (5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
 - (6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 5 基準日Aにおいて、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にして居る者（以下「DV避難者」という。）及びその同伴者であつて、基準日Aにおいて居住している市町村（以下「居住市町村」という。）にその住民票を移していないものについては、次の第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出た場合には、第1項第1号の要件の適用に当たっては、当該DV避難者及びその同伴者を居

住市町村の住民とみなし（当該者が当該居住市町村の住民でない場合に限る。）、同項第2号の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。
 - (2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
 - (3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
 - (4) 基準日Aの翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。
- 6 基準日Aにおいて、以下の各号のいずれかに該当する者については、第1項第2号の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（基準日B対象児童に係る子育て世帯主）

第4条 要綱第2条第3号に規定する三歳未満児子育て世帯主は、令和元年6月1日（以下「基準日B」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日B以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Bの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下この条において「基準日B住民」という。）であって、次項に規定する対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日B対象児童に係る子育て世帯主」という。）であること。

2 基準日B対象児童は、基準日B住民であって、平成28年4月2日以降に出生した者をいう。ただし、対象児童が、次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものであるときは、基準日B対象児童に該当しないものとみなす。

(1) 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

(2) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものは、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなす。

(1) 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

(2) 交付決定日において、国外に転出している者

(3) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて、第3条

第4項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合、又は、基準日Bにおいて同項第1号から第6号までのいずれにも該当しなかった対象児童が、交付決定日において同項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合には、当該対象児童を三歳未満児子育て世帯主とみなし、購入対象者とする。なお、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主は、基準日B対象児童に係る三歳未満児子育て世帯主に該当しないものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、対象児童が第3条第5項に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて居住市町村にその住民票を移しておらず、同項第1号に掲げる要件を満たし、かつ、同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす（当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。）とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である三歳未満児子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとし、当該DV避難者に同伴する対象児童を三歳未満児子育て世帯主に属する対象児童とみなし、当該DV避難者を三歳未満児子育て世帯主として購入対象者とする。

（基準日C対象児童に係る子育て世帯主）

第5条 前条の規定にかかわらず、令和元年7月31日（以下「基準日C」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日C以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下この条において「基準日C住民」という。）であって、次項に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主（基準日B子育て世帯主に該当する者を除く。以下「基準日C子育て世帯主」という。）についても、要綱第2条第3号に規定する三歳未満児子育て世帯主に該当するものとする。

2 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、令和元年6月2日以降に出生した者をいう。ただし、当該基準日C対象児童が、次の各号に掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなす。

(1) 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

(2) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

3 前条第3項から第5項までの規定は、基準日C対象児童に係る子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用する。この場合において、これらの規定中「基準日B対象児童に係る子育て世帯主」とあるのは「基準日C対象児童に係る子育て世帯主」と、「基準日B対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えるものとする。

(基準日D対象児童に係る子育て世帯主)

第6条 前2条の規定にかかわらず、令和元年9月30日（以下「基準日D」という。）において、市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下次項において「基準日D住民」という。）であって、次項に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主（以下「基準日D子育て世帯主」という。）についても、要綱第2条第3号に規定する三歳未満児子育て世帯主に該当するものとする。

2 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、令和元年8月1日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日D対象児童が、次の各号に掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなす。

(1) 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者

(2) 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

3 第4条第3項から第5項までの規定は、基準日D対象児童に係る子育て世帯主及

び基準日D対象児童について準用すること。これらの規定中「基準日B対象児童に係る子育て世帯主」とあるのは「基準日D対象児童に係る子育て世帯主」と、「基準日B対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えること。

(本人確認書類)

第7条 要綱第2条第12号の市長が別に定める本人確認書類は、次の表に掲げるものとする。

(一)	戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第11条の2第1号に規定する書類
(二)	戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第11条の2第2号に規定する書類（ただし、同号イに掲げる書類のいずれか1以上の書類及び同号ロに掲げる書類のいずれか1以上の書類を添付する方法に限る。この場合において、同号ロに掲げる書類を添付することができない場合にあつては、同号イに掲げる書類のいずれか2以上の書類を添付する方法に限る。）

- 備考 1. (一)の項に掲げるものにあつては、いずれか1以上の書類の添付を要するものとする。
2. (二)の項に掲げるものにあつては、同一人につき、同時に同項中の2以上の異なる書類の添付を要するものとする（申請者が制限行為能力者に該当する場合で、その者に関して存在する(二)の項に掲げる書類が1以下であるときはこの限りではない。）。

(履行補助者)

第8条 要綱第2条第11号において市長が別に定める履行補助者は、市長又はその委任を受けた市職員以外の者で、プレミアム付商品券に係る事務事業について相当のわきまえのある者をいう。

- 2 履行補助者は、履行補助者以外の交付事務員の指示に基づき、特別の判断を要しない事務を行う者とする。

(申請者と申請代理人との関係を証する書類)

第9条 要綱第4条第2項第2号の規定により市長が別に定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要綱第4条第1項第3号に掲げる者 購入対象者の戸籍謄本、戸籍抄本又は家庭裁判所の証明書
- (2) 要綱第4条第1項第4号に掲げる者のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第5号に規定する非居住者に該当する購入対象者から、申請に係る代理権又はプレミアム付商品券の購入の委任を受けた者 非居住者であることを証する書類（基準日以後の転出その他の事由により、本市の住民基本台帳の記録では非居住者に該当することを確認できない場合に限る。）、委任状及び当該代理権授与又は委任を受けた者の申述書
- (3) 要綱第4条第1項第4号に掲げる者のうち、購入対象者を介護し、又は介助する者 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第7項各号又は同法第32条第6項各号に規定する事項が記載された被保険者証の写し及び介護者又は介助者の申述書
- (4) 要綱第4条第1項第4号に掲げる者のうち、前2号に該当しない者 支給対象者を代理することについて正当な理由を有することを証する書類及び申述書

(児童等の特例)

第10条 要綱第7条第5項に規定する児童福祉法等による措置等を実施している対象児童又はDV避難者に対する交付決定及び交付について、市長が別に定めるものは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第4項に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき同項に規定する保護者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（市長が当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。
- (2) 第3条第5項に規定する者が同項に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合は、不交付決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住

民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

(3) 第3条第6項に規定する者については、当該者分の購入引換券につき同項に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不交付決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

(4) 市長は、要綱第3条の規定にかかわらず、第4条第4項の規定により購入対象者となる対象児童及び第4条第5項の規定により購入対象者となるDV避難者に対して、交付決定を行い、交付する。

（扶養親族等の所属）

第11条 同一の生計内に2以上の扶養者がある場合の第3条第1項第2号の扶養親族等の所属については、地方税法第292条第2項及び同条第3項の規定によるもののほか地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第46条の3及び同令第46条の4の定めるところによる。

2 前項の規定によっても、申請者がいずれの扶養者の扶養親族等に該当するか定められないときは、市長は基準日時点において、申請者と同一の世帯に属する者の中から、当該申請者が帰属するべき扶養者を特定することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和元年8月1日から施行する。

（失効）

2 この要領は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。